



佐賀県公報

平成16年
4月30日
(金曜日)
第12449号

(◎印は、県例規集に登録するもの)

目次

告示

○青少年に有害な図書等の指定	(三四八・こども課)	一
○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定	(三四九・長寿社会課)	三
○介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の指定	(三五〇・)	三
○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業所の名称の変更	(三五一・)	三
○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業所の名称及び所在地の変更	(三五二・)	三
○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業所の所在地の変更	(三五三・)	三
○介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業所の所在地の変更	(三五四・)	四
○保安林予定森林	(三五五・森林整備課)	四
○新たに生じた土地の確認	(三五六・市町村課)	五
○字の区域の変更	(三五七・)	五
○新たに生じた土地の確認	(三五八・)	五
○字の区域の変更	(三五九・)	五
○新たに生じた土地の確認	(三六〇・)	六
○字の区域の変更	(三六一・)	六
○新たに生じた土地の確認	(三六二・)	六
○字の区域の変更	(三六三・)	七
○新たに生じた土地の確認	(三六四・)	七
○字の区域の変更	(三六五・)	七

公告

○新たに生じた土地の確認	(三六六・)	七
○字の区域の変更	(三六七・)	八
○新たに生じた土地の確認	(三六八・)	八
○字の区域の変更	(三六九・)	八
〃	(三七〇・)	九
○大規模小売店舗の新設に係る意見	(商工課)	九
○土地改良区役員の就任届	(農地整備課)	九
○落札者等の公示	(総務法制課)	一〇
選挙管理委員会事項	(告示・一三)	一一
○政治資金規正法に基づく政治団体の公表	(〃・一四)	一一
○政治資金規正法に基づく政治団体の届出事項の異動	(〃・一五)	一三
○政治資金規正法に基づく政治団体の解散	(〃・一六)	一四
○政治資金規正法に基づく資金管理団体の公表	(〃・一七)	一五
○政治資金規正法に基づく資金管理団体の届出事項の異動	(〃・一八)	一五

告示

●佐賀県告示第三百四十八号

佐賀県青少年健全育成条例(昭和五十二年佐賀県条例第二十四号)第十三条
第一項の規定により、青少年に有害な図書等として次のものを指定する。

平成十六年四月三十日

佐賀県知事 古川 康

種類	指定番号	題名	製作発行所等	雑誌コード等	指定理由
雑誌	16-11	愛の体験スペシャルDX 5月号	竹書房	11585-5	著しく青少年の性的感情を刺激し、又は著しく青少年の粗暴性若しくは残虐性を誘発し、若しくは助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
"	16-12	危険な愛体験 special 5月号	サニー出版(株)	02893-5	
"	16-13	レディースコミック [微熱] 5月号	セブン新社	09663-5	
"	16-14	コミック・ボーイ VOL. 214 5月号	(株)日本出版社	13723-5	
"	16-15	本当にあった人妻の浮気話 5月号	ミリオン出版(株)	18123-5	
"	16-16	漫画オリンピア No. 331 5月号	辰巳出版(株)	07587-5	
"	16-17	月刊DON'T 5月号	(株)サン出版	06777-05	
"	16-18	ホイップ No. 52 5月号	コアマガジン	08169-5	
"	16-19	ザ・ベスト MAGAZINE No. 240 5月号	KKベストセラーズ	14003-5	
"	16-20	マドンナハウス Vol. 202 5月号	若生出版(株)	08357-05	
"	16-21	URECCO gal 5月号	ミリオン出版(株)	01865-5	
"	16-22	DOPE [ドープ] ザ・ベスト MAGAZINE オリジナル 5月号増刊	KKベストセラーズ	04040-04 L-2004.5/31	
"	16-23	GOKUH No. 154 5月号	バウハウス	03797-05	
"	16-24	ガールフレンズ No. 167 5月号	若生出版(株)	02333-05	

●佐賀県告示第三百四十九号

介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス事業者を、次のとおり指定した。

平成十六年四月三十日

佐賀県知事 古川 康

- 一 指定年月日 平成十六年四月二十日
- 二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地
名称 社会福祉法人健翔会
所在地 鳥栖市田代本町九百二十四番地一
- 三 事業所の名称、所在地及びサービスの種類
名称 ひまわりの園短期入所サービス
所在地 鳥栖市田代本町九百二十四番地一
サービスの種類 指定短期入所生活介護

●佐賀県告示第三百五十号

介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第四十八条第一項第一号に規定する指定介護老人福祉施設を、次のとおり指定した。

平成十六年四月三十日

佐賀県知事 古川 康

- 一 指定年月日 平成十六年四月二十日
- 二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地
名称 社会福祉法人健翔会
所在地 鳥栖市田代本町九百二十四番地一
- 三 事業所の名称、所在地及びサービスの種類
名称 特別養護老人ホームひまわりの園
所在地 鳥栖市田代本町九百二十四番地一
サービスの種類 指定介護福祉施設サービス

●佐賀県告示第三百五十一号

介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第七十五条の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり事業所の名称を変更した旨の届出があった。

平成十六年四月三十日

佐賀県知事 古川 康

サービスの種類	名称		所在地	変更年月日
	旧	新		
痴呆対応型共同生活介護	園	グループホームシオンの園くつろ樹 グループホームシオンの園	佐賀郡大和町大字久留間三八六五番地一	平成一六・五・一

●佐賀県告示第三百五十二号

介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第七十五条の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり事業所の名称及び所在地を変更した旨の届出があった。

平成十六年四月三十日

佐賀県知事 古川 康

サービスの種類	名称		所在地	変更年月日
	旧	新		
福祉用具貸与	佐賀駅前	アイリスケアセンターさが	佐賀市鍋島三丁目一四番二八号 佐賀市駅前中央一丁目六番二五号佐賀東京海上ビルディング四階	平成一六・五・一

●佐賀県告示第三百五十三号

介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第七十五条の規定により、指定居

宅サービス事業者から次のとおり事業所の所在地を変更した旨の届出があった。

平成十六年四月三十日

佐賀県知事 古川 康

訪問入浴介護	名称	所在地		変更年月日
		旧	新	
訪問介護	名称	所在地		変更年月日
		旧	新	
所	所	旧	新	
会指定訪問介護事業所	会指定訪問介護事業所	武雄市武雄町大字昭和一番地一	武雄市武雄町大字富岡八四八一番地一	平成一六・四・一
武雄市社会福祉協議会指定訪問介護事業所	武雄市社会福祉協議会指定訪問介護事業所	武雄市武雄町大字昭和一番地一	武雄市武雄町大字富岡八四八一番地一	〃

●佐賀県告示第三百五十四号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八十二条の規定により、指定居宅介護支援事業者から次のとおり事業所の所在地を変更した旨の届出があった。

平成十六年四月三十日

佐賀県知事 古川 康

居宅介護支援	名称	所在地		変更年月日
		旧	新	
事業所	事業所	武雄市武雄町大字昭和一番地一	武雄市武雄町大字富岡八四八一番地一	平成一六・四・一
会指定居宅介護支援事業所	会指定居宅介護支援事業所	武雄市武雄町大字昭和一番地一	武雄市武雄町大字富岡八四八一番地一	〃

●佐賀県告示第三百五十五号

次の森林を保安林予定森林とする旨、農林水産大臣から通知があったので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成十六年四月三十日

佐賀県知事 古川 康

一(一) 保安林予定森林の所在場所

鹿島市大字音成字瀬戸丁二の三、丁六の一九、東松浦郡相知町大字大野字菅蒲谷八四六の四、八四六の五、八五五の三、八五五の四、八五五の二、字小山九二五、字丸熊一二三四の四三から一二三四の四五まで、一二三四の四七、一二三四の五二、字松林一二六〇の一五

二(一) 指定の目的

水源のかん養

三(一) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。

二(一) 保安林予定森林の所在場所

二(一) 保安林予定森林の所在場所

伊万里市山代町久原字水ノ手八二八の一、八二八の三、八二八の五、八二八の七、八三七から八四二まで、八四五、八四七、八七一、八七三から八七五まで、八七七から八八〇まで、八八四、八八五、八八七、八八九、八九四、九〇三の一、九〇三の三、九〇三の四、九〇四、九一五の二、九一八、九二五から九二七まで、九二八の一、九二九、九三〇、九三三の一、九三三の二、九三五、九三七の一、九三八の一、九三九の一、九五三、九五四、九五五の一、九五八、九六二、九八〇の一、九八〇の三、藤津郡嬉野町大字吉田字鼓石甲四八一三の一四、甲四八一三の一八、甲四八一三の四〇から甲四八一三の四二まで、甲四八五八

(二) 指定の目的
土砂の流出の防備

(三) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は択伐による。

吉田字鼓石甲四八二三の一四・甲四八二三の一八・甲四八二三の四
○から甲四八二三の四二まで・甲四八五八(以上六筆について次の図に示す部分に限る。)

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることが出来る立木は、当該立木の所在する市

町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を佐賀県県土づくり本部森林整備課並びに関係市役所及び町役場に備え置いて縦覧に供する。)

●佐賀県告示第三百五十六号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第九条の五第一項の規定により、次の土地が肥前町の区域内に新たに生じた土地であることを確認した旨、同町長から届出があった。

平成十六年四月三十日

佐賀県知事 古川 康

新たに生じた土地	面積(平方メートル)	備考
大字鶴牧字平瀬三八八二から三八八四まで、三八八二、三八八四、三九〇二、三九〇三、三九三三、三九三四、三九三八及び三九四二に隣接する道路及び無番地の地先	二、六一九・〇四	公有水面埋立てのため
大字鶴牧字鎮守山一一〇一一、一一二六一、一一二七一、一一二二〇三及び一一二二二四に隣接する道路及び堤の地先		

●佐賀県告示第三百五十七号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定により、肥前町の区域内の字の区域を次のとおり変更する旨、同町長から届出があった。

平成十六年四月三十日

佐賀県知事 古川 康

区域を変更する字の名称	編入する区域
大字鶴牧字平瀬	大字鶴牧字平瀬三八八二から三八八四まで、三八八二、三八八四、三九〇二、三九〇三、三九三三、三九三四、三九三八及び三九四二に隣接する道路及び無番地の地先
	大字鶴牧字鎮守山一一〇一一、一一二六一、一一二七一、一一二二〇三及び一一二二二四に隣接する道路及び堤の地先

●佐賀県告示第三百五十八号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第九条の五第一項の規定により、次の土地が肥前町の区域内に新たに生じた土地であることを確認した旨、同町長から届出があった。

平成十六年四月三十日

<p>佐賀県知事 古川 康</p>	<p>平成十六年四月三十日 佐賀県知事 古川 康</p>	<p>新たに生じた土地</p>	<p>新たに生じた土地</p>	<p>大字鶴牧字平瀬三八八二から三八八四まで、三八八二、三八八四、三九〇三、三九〇三、三九三三、三九三四、三九三八及び三九四三に隣接する道路及び無番地の地先 大字鶴牧字鎮守山一〇一、一二二六、一二二七、一二二〇二及び一二三二四に隣接する道路及び堤の地先</p>	<p>大字馬渡島字田尻一三三二四及び一三三二五並びに字田尻山一四二六二及び一四三二一の地先</p>	<p>●佐賀県告示第三百五十九号 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定により、肥前町の区域内の字の区域を次のとおり変更する旨、同町長から届出があった。 平成十六年四月三十日 佐賀県知事 古川 康</p>	<p>●佐賀県告示第三百六十一号 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定により、鎮西町の区域内の字の区域を次のとおり変更する旨、同町長から届出があった。 平成十六年四月三十日 佐賀県知事 古川 康</p>	<p>区域を変更する字の名称 大字鶴牧字平瀬</p>	<p>区域を変更する字の名称 大字馬渡島字田尻</p>	<p>同上に編入する区域 大字鶴牧字平瀬三八八二から三八八四まで、三八八二、三八八四、三九〇三、三九〇三、三九三三、三九三四、三九三八及び三九四三に隣接する道路及び無番地の地先 大字鶴牧字鎮守山一〇一、一二二六、一二二七、一二二〇二及び一二三二四に隣接する道路及び堤の地先</p>	<p>同上に編入する区域 大字馬渡島字田尻一三三二四及び一三三二五並びに大字馬渡島字田尻山一四二六二及び一四三二一の地先</p>	<p>●佐賀県告示第三百六十号 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第九条の五第一項の規定により、次の土地が鎮西町の区域内に新たに生じた土地であることを確認した旨、同町長から届出があった。</p>	<p>●佐賀県告示第三百六十二号 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第九条の五第一項の規定により、次の土地が鎮西町の区域内に新たに生じた土地であることを確認した旨、同町長から届出があった。 平成十六年四月三十日 佐賀県知事 古川 康</p>
-------------------	----------------------------------	-----------------	-----------------	--	---	---	---	--------------------------------	---------------------------------	--	--	--	---

<p>新たに生じた土地</p> <p>所 在</p> <p>大字馬渡島字宮ノ本一、一二、二二、三四_二及び三四_四の地先</p> <p>面積 (平方メートル) 五、一八四・三〇</p> <p>備考 公有水面埋立てのため</p>	<p>●佐賀県告示第三百六十三号</p> <p>地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定により、鎮西町の区域内の字の区域を次のとおり変更する旨、同町長から届出があった。</p> <p>平成十六年四月三十日</p> <p>佐賀県知事 古川 康</p>	<p>●佐賀県告示第三百六十五号</p> <p>地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定により、鎮西町の区域内の字の区域を次のとおり変更する旨、同町長から届出があった。</p> <p>平成十六年四月三十日</p> <p>佐賀県知事 古川 康</p>
<p>区域を変更する字の名称</p> <p>同上に編入する区域</p> <p>大字馬渡島字宮ノ本 地先</p> <p>大字馬渡島字宮ノ本一、一二、二二、三四_二及び三四_四の地先</p>	<p>●佐賀県告示第三百六十四号</p> <p>地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第九条の五第一項の規定により、次の土地が鎮西町の区域内に新たに生じた土地であることを確認した旨、同町長から届出があった。</p> <p>平成十六年四月三十日</p> <p>佐賀県知事 古川 康</p>	<p>●佐賀県告示第三百六十六号</p> <p>地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第九条の五第一項の規定により、次の土地が鎮西町の区域内に新たに生じた土地であることを確認した旨、同町長から届出があった。</p> <p>平成十六年四月三十日</p> <p>佐賀県知事 古川 康</p>
<p>新たに生じた土地</p> <p>所 在</p> <p>大字馬渡島字向へ二三五九_{一六}及び二三六二三の地先</p> <p>面積 (平方メートル) 一〇三・三〇</p> <p>備考 公有水面埋立てのため</p>		

新 た に 生 じ た 土 地	面 積 (平方メートル)	備 考
<p>大字馬渡島字宮ノ本三四二及び三四三の地先並びに三四二に伴う雑種地の地先 大字馬渡島字原目一〇四九二、一〇五二、一〇九二、一〇九三、一〇九三、一〇九三、一〇九五から一〇九八まで、一二二七三及び一二二七六まで、一二二七八及び一二二七九の地先並びに一〇五一、一〇五二、一〇九二、一〇九三、一〇九五、一〇九六、一〇九八、一二二七三、一二三〇一及び一二三〇二に伴う水路及び雑種地の地先 大字馬渡島字田尻一三三〇、一三三二二、一三三二三及び一三三七十一三三八八十二三九十一三四〇の地先</p>	<p>三、七四九・五六</p>	<p>公有水面埋立てのため</p>
<p>●佐賀県告示第三百六十七号 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定により、鎮西町の区域内の字の区域を次のとおり変更する旨、同町長から届出があった。 平成十六年四月三十日 佐賀県知事 古川 康</p>	<p>区域を変更する字の名称 大字馬渡島字宮ノ本</p>	<p>同上に編入する区域</p>
<p>大字馬渡島字原目 大字馬渡島字原目一〇四九二、一〇五二、一〇九二、一〇九三、一〇九三、一〇九五から一〇九八まで、一二二七三から一二二七六まで、一二二七八及び一二二七九の地先並びに一〇五一、一〇五二、一〇九三、一〇九五、一〇九六、一〇九八、一二二七三、一二三〇一及び一二三〇二に伴う水路及び雑種地の地先 大字馬渡島字田尻一三三二二の一部 大字馬渡島字田尻一三三二二の地先</p>	<p>大字馬渡島字田尻</p>	<p>大字馬渡島字田尻一三三〇、一三三二二、一三三二三及び一三三七十一三三八十一三三九十一三四〇の地先</p>
<p>●佐賀県告示第三百六十八号 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第九条の五第一項の規定により、次の土地が呼子町の区域内に新たに生じた土地であることを確認した旨、同町長から届出があった。 平成十六年四月三十日 佐賀県知事 古川 康</p>	<p>新 た に 生 じ た 土 地 所 在 大字呼子字尾ノ上一七四四三及び一七四四三の地先</p>	<p>面 積 (平方メートル) 四、七二七・二八 備 考 公有水面埋立てのため</p>
<p>●佐賀県告示第三百六十九号 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定により、呼子町の区域内の字の区域を次のとおり変更する旨、同町長から届出があった。 平成十六年四月三十日</p>	<p>区域を変更する字の名称 大字馬渡島字宮ノ本 伴う雑種地の地先 大字馬渡島字原目一〇四九二の地先</p>	<p>同上に編入する区域</p>

		佐賀県知事 古川 康	
区域を変更する字の名称	同上	編入する区域	同上
大字呼子字尾ノ上	大字呼子字尾ノ上一七四四三及び一七四四一三の地先		
<p>●佐賀県告示第三百七十号</p> <p>地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定により、基山町の区域内の字の区域を次のとおり変更する旨、同町長から届出があった。</p> <p>平成十六年四月三十日</p> <p style="text-align: right;">佐賀県知事 古川 康</p>			
区域を変更する字の名称	同上	編入する区域	大字園部字弥生が丘 道路の区域 杣比呂字米田一八一

○ 公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により届出があった大規模小売店舗について、唐津市及び地元住民から提出された法第8条第1項及び第2項の規定による当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持に係る意見の概要は次のとおりです。

また、法第8条第3項の規定により意見書を縦覧に供します。

平成16年4月30日

佐賀県知事 古川 康

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ドラッグストアアメリ葉畑店 唐津市葉畑八丁3287番地1外			
2 届出の内容 大規模小売店舗の新設			
3 意見の概要			
(1) 法第8条第1項に基づく意見の概要			
ア 市町村名 唐津市			
イ 法第4条「指針」に係る意見 意見なし			
(2) 法第8条第2項に基づく意見の概要 意見の提出なし			
4 意見書の縦覧			
(1) 縦覧場所 佐賀県農林水産商工本部商工課			
(2) 縦覧期間 平成16年4月30日から 平成16年5月29日まで			
土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、白石土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨届出があった。 <p style="text-align: center;">平成16年4月30日</p> <p style="text-align: right;">佐賀県知事 古川 康</p>			
役職名	氏名	住所	就任年月日
理事	喜多 榮一	杵島郡白石町大字福吉2173番地	平成16年3月31日退任
"	溝上 英男	" " 大字廿治1491番地8	"
"	土井 良次	" " 大字福吉327番地	"

○ 選挙管理委員会事項

●佐賀県選挙管理委員会告示第十三号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第六条第一項の規定による政治団体の届出があつたので、同法第七条の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり公表する。
平成十六年四月三十日

佐賀県選挙管理委員会

委員長 松尾紀男

一 政党

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
自由民主党佐賀県唐津市第三支部	瀬戸久司	坂本隆夫	唐津市鏡一〇六〇一
自由民主党佐賀県唐津市第三支部	川崎稔	久米勝也	佐賀市鍋島六一一―九徳島マンション一〇一号
二 その他の政治団体	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
全日本不動産政治連盟佐賀県本部	千北政利	水崎米吉	佐賀市神野東四丁目七―二四
女性党佐賀県佐賀総支局	古川敬子	古川敬子	佐賀市末広一丁目三番一四号
古賀キヨミ後援会	樋口文子	今福俊磨	杵島郡有明町大字戸ヶ里二八三八―八
中村ひろひこ佐賀後援会	諸隈正剛	松永宣子	多久市北多久町大字多久原二五一二番地三六
藤野靖裕後援会	藤野靖裕	久米勝也	佐賀市南佐賀一丁目五一―一六
久原ひさお後援会	永野間義則	笠原正吉	杵島郡有明町大字牛屋七八六〇―二

●佐賀県選挙管理委員会告示第十四号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第七条の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があつたので、同法第七条の二第一項の規定により、次のとおり公表する。
平成十六年四月三十日

佐賀県選挙管理委員会

委員長 松尾紀男

一 政党

政党の名称	異動事項	新	旧
自由民主党佐賀県エルピ―ガス支部	代表者	島富士男	福田征二
自由民主党佐賀県第一選挙区支部	代表者	森田嘉昭	野口庸夫
自由民主党佐賀市支部	代表者	佐賀市神野東三丁目二―一三	佐賀市白山一丁目四―二八
自由民主党中原支部	代表者	佐賀市神野東三丁目二番一三三号	佐賀市大財二丁目九番二一―号
自由民主党佐賀大樹支部	代表者	皆良田安憲	井上清次
自由民主党相知支部	代表者	小城市芦刈町大字三王崎三二四―一四	藤津郡太良町大字糸岐一〇五七
社会民主党佐賀県連合	代表者	沙成也	山口直秀
自由民主党玄海町支部	代表者	柴田久寛	緒方克陽
自由民主党東松浦郡協議会	代表者	柳瀬映二	柴田久寛
自由民主党東松浦郡協議会	代表者	上田利治	中山博信
自由民主党東松浦郡協議会	代表者	上田利治	中山博信

政治団体の名称	代表者	主たる事務所の所在地	異動事項	新		旧	
				代表者	主たる事務所の所在地	代表者	主たる事務所の所在地
自由民主党神埼町支部	会計責任者	石井久起		内田良治	唐津市旭が丘四―一四	佐賀市鍋島町大字八戸三一八五番地一	
自由民主党有田町支部	会計責任者	松尾誠一		水町安雄		辻良子	
自由民主党佐賀県ときわ会支部	会計責任者	池田寛		馬場崎吉次	川崎吉幸を育てる会	蒲原鉄也	松尾昇
二 その他の政治団体					ほり良夫後援会		伊万里市二里町中里甲一九二〇―一七
政治団体の名称					稲富康平後援会	堀 郡丈	吉永 猛
全日本不動産政治連盟佐賀県支部	代表者	千北政利		古賀保馬	しとうしげこ後援会	杵島郡白石町大字馬洗二六二番地四	杵島郡白石町大字福田二二―二一
前田くにあき後援会	主たる事務所の所在地	佐賀市久保泉町大字上和泉一四六二番地		谷口敏明	しとうしげこ後援会	志藤しげこ後援会	
佐賀県電気工事業政治連盟	会計責任者	陣内俊夫		宮園季治	石丸よしひろ後援会	伊万里市東山代町脇野五五二四	伊万里市東山代町脇野四九四一―三
福岡たかまる後援会	主たる事務所の所在地	佐賀市神野東三丁目二―一三		佐賀市白山一丁目四―二八	福島龍一後援会	福島京子	佐賀郡東与賀町大字田中五六七番地二
佐賀県婦人問題研究会	代表者	金子瓊子		吉田多枝子	松永哲雄後援会	松永幹哉	松永哲雄
日政連佐賀県支部	主たる事務所の所在地	佐賀市鍋島三丁目一五番二三号		田沢俊郎	松尾幸長後援会	富永敬二	平野孝道
松尾文則後援会	会計責任者	松尾啓子		松尾俊典	原口ひさこ後援会	増本和久	吉田芳光
青木茂後援会	主たる事務所の所在地	唐津市二太子一丁目一七番三三三号		江副壽郎	南里茂幸後援会	福田豊	内川順之
政治連盟佐賀県防衛を支える会	会計責任者	永池辰興		久保得男	佐賀県歯科技工士連盟	秀坂敏春	溝田秀雄
久保文雄後援会	代表者	久保哲児		久保得男	佐賀県歯科技工士連盟	秀坂和子	武藤正幸
まつおきよみ後援会	主たる事務所の所在地	伊万里市南波多町府招二一七〇		伊万里市大坪町乙六六三一―一	東内健吾後援会	池田浩	関川滋二
今村雅弘後援会	代表者	吉田博男		吉次敏孝	田中良典後援会	田中福正	古藤豊志

吉田格後援会	小川幸男後援会	もりえつこ後援会	政経研究会	川崎吉幸を育てる会	木下勝義後援会	佐藤正治後援会	古賀亀春後援会	北川由美子後援会	牧口新太後援会	嘉村尚文後援会	栗原定和後援会	紀友会	重松紀之後援会	北原邦弘後援会	松尾昇後援会	水町安雄後援会	深川やすひろ後援会	早田道也後援会
松尾 政善	西 武敏	森 一	田淵 澄男	蒲原 鉄也	木下 勝義	古賀 昭	前地 達男	北川 節子	徳田 芳照	江頭 泰禅	平松 吉藏	重松 紀之	広瀬 一之	護山 利昭	土井 一吉	古川 豊久	深川 康裕	中尾彌五兵衛
平成一六年三月一〇日	平成一六年二月二九日	平成一六年三月五日	平成一六年二月二九日	平成一六年二月二五日	"	"	平成一五年十二月三一日	平成一四年九月三〇日	平成一五年八月一日	"	"	"	"	平成一五年十二月三一日	平成一五年八月一日	"	"	平成一五年十二月三一日
<p>●佐賀県選挙管理委員会告示第十六号 政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十九条第二項の規定による資金管理団体の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり公表する。 平成十六年四月三十日</p> <p>佐賀県選挙管理委員会 委員長 松 尾 紀 男</p>					松尾直人後援会	嘉村忠行後援会	原田ひさお後援会	牟田秀敏を育てる会	坂口たかのり後援会	近代政治経済研究会	天本種美後援会	松永哲雄後援会	池田義明後援会	大隈英麿後援会	社会労働政策研究会	おがた克陽を励ます会	吉田格を励ます会	
					松尾 直人	豆田 誠	田中 清美	天本 彰廣	岸田 賢治	本山 光二	小森 純一	松永 幹哉	香田 豊	古賀新太郎	緒方 克陽	原 通	吉田 格	
					"	"	"	"	平成一五年十二月三一日	平成一五年二月一〇日	平成一五年二月三一日	平成一五年七月二七日	平成一六年三月一八日	平成一五年十二月二六日	"	平成一六年二月二九日	"	

資金管理団体の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名
藤野 靖裕	佐賀市議会議員	藤野靖裕後援会	佐賀市南佐賀一丁目五一	藤野 靖裕

●佐賀県選挙管理委員会告示第十七号
 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定により、次のとおり公表する。
 平成十六年四月三十日

佐賀県選挙管理委員会
 委員長 松 尾 紀 男

資金管理団体の名称	異動事項	新	旧
まつおきよみ後援会	主たる事務所の所在地	伊万里市南波多町府招二一七〇	伊万里市大坪町乙六六三一
清友政策研究会	公職の種類	佐賀県議会議員	鳥栖市議会議員
ほり良夫後援会	主たる事務所の所在地	伊万里市二里町中里甲一九二〇一七	伊万里市二里町中里甲三八四一一
近代政策研究会	主たる事務所の所在地	鳥栖市原古賀町五二二一	鳥栖市宿町一四三六番地
政治フォーラム白いキャンパス	主たる事務所の所在地	多久市北多久町大字小侍四九一二五	多久市北多久町砂原六八七一五

●佐賀県選挙管理委員会告示第十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定による資金管理団体の指定の取消しの届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定に基づき、次のとおり公表する。
 平成十六年四月三十日

佐賀県選挙管理委員会

委員長 松 尾 紀 男

一 政治資金規正法第十九条第三項第一号による届出

資金管理団体の指定の取消しの届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	届出年月日
石田 豊	佐賀県議會議員	石田豊後援会	多久市北多久町大字多久原二四一四一七七	石田 豊	平成一六年一月一三日
古賀 通	三根町議會議員	古賀とおる後援会	三養基郡三根町大字寄人一八九三番地	古賀 通	平成一六年一月二〇日
深川 康裕	参議院議會議員	深川やすひろ後援会	佐賀郡久保田町大字徳万二八九番地	深川 康裕	平成一六年一月二二日
重松 紀之	千代田町長	紀友会	神埼郡千代田町直鳥三九七一	重松 紀之	平成一六年二月二二日
吉田 格	諸富町議會議員	吉田格を励ます会	佐賀郡諸富町大字徳富一三〇一番地	吉田 格	平成一六年三月一五日
緒方 克陽	衆議院議會議員	社会労働政策研究会	佐賀市神野東二一六一一〇	緒方 克陽	平成一六年三月一六日
本山 光二	佐賀県議會議員	近代政治経済研究会	杵島郡福富町大字福富下分一八二八番地の三	本山 光二	平成一六年三月二六日

二 政治資金規正法第十九条第三項第二号による届出

代表者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	資金管理団体でなくなった旨の届出年月日
有浦 健綱	佐賀県議會議員	有浦さだつな政策研究会	伊万里市大坪町乙六六三一	平成一五年二月一八日

備考 資金管理団体の届出をした者の死亡に伴う届出であり、資金管理団体の届出をした者の氏名は有浦健綱、公職の種類は佐賀県議會議員である。

松永 哲雄	大和町長	松永哲雄後援会	佐賀郡大和町松瀬二五三	平成一六年三月二二日
代表者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	資金管理団体でなくなった旨の届出年月日

備考 資金管理団体の届出をした者の死亡に伴う届出であり、資金管理団体の届出をした者の氏名は松永哲雄、公職の種類は大和町長である。

購読料 一か年二八、八〇〇円(送料共)
 申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

平成十六年四月三十日印刷及び発行
 発行者 佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週月水金曜日
 印刷所 西部印刷企画(株)